

別表六（二）の記載の仕方

1 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、内国法人が法第69条（外国税額の控除）又は措置法第66条の7第1項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）若しくは第66条の9の3第1項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 当期において法第64条の4第1項から第3項まで（公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算）又は措置法第59条の2第1項及び第5項（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額又は欠損金額3」に、これらの規定の適用をしないで計算した所得金額又は欠損金額を記載します。
- (3) 「当期のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算」の各欄は、その他の国外源泉所得（令第141条の2第2号（国外所得金額）に掲げる国外

源泉所得をいいます。以下同じです。）に係る所得の金額について記載します。この場合において、その各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

- (4) 「①のうち非課税所得分②」の各欄は、令第142条第3項（控除限度額の計算）に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載します。
- (5) 「納付した控除対象外国法人税額22」は、別表六（二の二）の「7」の金額のうち、その他の国外源泉所得に係る部分の金額を記載します。

2 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、内国法人が地方法人税法第12条第1項（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「課税標準法人税額47」は、別表一の「4」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。